

ポーランドにおける経済支援策
「危機防止シールドパッケージ」の概要レポート

(2020年5月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ワルシャワ事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ワルシャワ事務所が現地のフォルタク&カラシンスキ法律事務所に作成委託し、2020年4月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびフォルタク&カラシンスキ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびフォルタク&カラシンスキ法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ワルシャワ事務所

E-mail : pow-info@jetro.go.jp

JETRO

目次

| | |
|--|-----------|
| はじめに..... | 1 |
| シールド 1.0. | 2 |
| ポーランド領土内の外国人滞在許可・労働許可について..... | 2 |
| 零細企業への融資..... | 3 |
| テクノロジーを利用した有限会社（Sp.z o.o.）と株式会社（S.A.）の決議集会を可能とする 年度会計報告書の申告期間の延長..... | 4 |
| 追加の保護者手当..... | 4 |
| 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止に関する建設現場の扱いについて..... | 5 |
| 住居・店舗・物件の借り手の保護..... | 5 |
| 固定資産税（不動産）に関する変更..... | 6 |
| 税金の延長手数料に関する変更..... | 7 |
| 健康保険庁（ZUS）分担金の延長手数料に関する変更..... | 7 |
| 個別解釈の発行に関する変更..... | 7 |
| 「VAT 納税者ホワイトリスト」以外への口座へ送金した際の通知に関する変更..... | 7 |
| ショッピングモールの敷地賃貸について..... | 7 |
| 健康診断に関する変更..... | 8 |
| 健康保険庁（ZUS）への分担金支払免除に関する変更..... | 9 |
| 柔軟な労働時間に関する変更..... | 11 |
| 市民法や行政法にあるプロセス期間に関する変更..... | 12 |
| マネーロンダリングと金融テロ防止法に関する変更..... | 13 |
| 従業員手当保証基金に関する変更..... | 13 |
| 停止手当の資格の導入..... | 14 |
| 従業員給与助成金..... | 15 |
| 個人事業主に対する助成金..... | 16 |
| 日曜日の商業に関連した業務内容に関する変更..... | 17 |
| 不可抗力によるイベント組織契約の解消と、それにかかわる義務に関する変更..... | 17 |
| 零細・小・中企業のローンや融資契約変更の可能性..... | 18 |
| シールド 2.0. | 19 |
| 企業の活動継続をサポートするための融資-15 カ月間の支払猶予付き..... | 19 |
| 零細企業への融資の改定..... | 19 |
| 国民による義務実現の期間延長（運転免許の所持者に関することなど）..... | 19 |
| 農家と農作物分野の企業家に対するサポート..... | 20 |

| | |
|--------------------------------|----|
| さらなる停止手当 | 20 |
| 分担金の支払免除資格の事業体範囲の拡大 | 21 |
| 公的機関のインターネットサイトへのアクセス無制限 | 21 |
| 申告なしでの書留郵便配達 | 21 |
| 宅急便（郵送物）は受取確認の必要性なし | 21 |
| 書留郵送物の電子化配達 | 22 |
| 倒産申請の期限の延長 | 22 |

（本レポートは 2020 年 4 月 20 日現在の情報から作成されている。追加支援策シールド 3.0. が近々導入される予定である。）

はじめに

ポーランドでは政府が策定した「危機防止シールドパッケージ（1.0）」の適用が2020年4月1日から開始されました。同パッケージは、新型コロナウイルス感染拡大によって受ける経済的損害を抑制しようとするもので、雇用の保護や企業負担の軽減、企業の金融流動性の維持などを目的としています。

政府は、「危機防止シールドパッケージ」専用のウェブサイト（ポーランド語）を立ち上げ、情報の周知に努めています（<https://www.gov.pl/web/tarczaantykrzyzysowa>）。同パッケージは274ページに及ぶ膨大な内容を含み、各省庁の指令なども関係するため全体を把握することは難しく、またその正確な解釈には法律等の専門知識が必要となります。

そこで、難解な「危機防止シールドパッケージ」を日本企業のご関係者が理解するための補助資料として、ジェトロ・ワルシャワ事務所はフォルタク&カラシンスキ法律事務所のご協力を得て「危機防止シールドパッケージ」の概要レポートを作成しました。本レポートは、同パッケージのなかでも、特に在ポーランド日本企業にも関係すると考えられる項目に焦点をあて、ポーランドの法律専門家が内容を咀嚼し概要を取りまとめたものです。

そのため、各企業が抱える個別具体的なご関心に必ずしもお応えしているものではないことを予めご理解いただけますと幸いです。また、本レポートに記載されている内容に関するご質問に対しては、個別の質問ごとに法律事務所による解説が必要となりますため、お受けいたしかねますことを予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、アンジェイ・ドゥダ大統領は4月17日、「危機防止シールドパッケージ」の修正案、「危機に防止シールドパッケージ2.0」に署名し、その大部分が翌4月18日から適用されました。その変更点についても、記載するように努めました。

本レポートが新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている日本企業のご関係者のお役に立てば幸いです。

2020年5月15日

ジェトロ・ワルシャワ事務所

シールド 1.0.

ポーランド領土内の外国人滞在許可・労働許可について

・滞在許可証申請期間の延長

一時滞在許可証・永住許可証・EU長期レジデンス滞在許可証・査証免除による滞在可能期間の延長を申請すべき時期が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、申請期間の延長が与えられる。外国人が滞在許可証を申請する場合には、申請日からそのプロセス終了日までを合法滞在日とする。

・ポーランド国査証の期間延長

ポーランド国の査証有効期限が、新型コロナウイルス（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、滞在許可期間の延長が与えられる。その延長期間に対するパスポートへの追加査証の添付は行われない。

・滞在許可証の有効期限の延長

永住許可証の有効期限が、新型コロナウイルス（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、滞在許可期間の延長が与えられる。その延長期間に対して、滞在カードの発行や変更は行わない。

・労働許可証の有効期限の延長

労働許可証・労働許可延長決定書、季節労働許可延長決定書の有効期限が、新型コロナウイルス（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、有効期限の延長が与えられる。労働許可証の延長については、その労働許可証に記載された有効期限が切れる90日前から、有効期限最終日までに延長申請をする。

・外国人による宣誓書を根拠とした労働期間の延長

外国人による宣誓書を根拠とした労働期間有効期限が、新型コロナウイルス（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、有効期限の延長が与えられ、労働許可証を所持する必要はない。追加で与えられた期間は、宣誓書で与えられる労働可能期間の最長期間（つまり12カ月間のうちの6カ月間）に計算する必要はない。

・外国人によるポーランド国出国時期の延長

外国人によるポーランド出国期限が、新型コロナウイルス（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、有効期限の延長が与えられる。

・帰国時期の延長

外国人による任意の帰国時期が、新型コロナウイルス（COVID-19）「感染脅威事態」宣言が出された3月14日以降にあたる場合、3月20日から実施されている「感染事態」の終了後30日間まで、有効期限の延長が与えられる。

零細企業への融資

「感染脅威事態」ならびに「感染事態」による悪影響を少なくすることを目的に、零細企業は低金利融資を利用できる可能性がある。

対象企業：最近2年間のうち1年間で、下記三つの条件を満たす零細企業。

- 年間平均9人以下の雇用者を持つこと、かつ
- 製品・サービス・金融業務による年間純売上高が、200万ユーロ（これに相当するポーランドズロチ額）を超えないこと、あるいは年度末の財務諸表で総資産が200万ユーロ（に相当するポーランドズロチ額）を超えないこと、かつ
- 2020年3月1日以前に経済活動を行っていること

内容：

- 融資金額：5,000ポーランドズロチ（以下、PLN）まで
- 経済活動の日々の経費を賄う目的
- 固定金利：ポーランド国立銀行（NBP）による公定歩合年率0.05ポイント
- 融資返済期間：最高で12カ月。元本と金利支払い猶予期間は、融資開始から3カ月間とする。（ただし、追加で返済期間延長が閣僚で決定される可能性もある）
- この融資（金利も含め）は、返金不要の対象となる。その条件は、2020年2月29日の段階と比較して、融資開始から3カ月間、雇用数を減らさなかった場合とする。

必要書類：申請書

なお、融資は契約書に則る。申請書は、委任状を元に委任を受けた者が申請しても構わない。

申請場所：経済活動を行う地域の労働局（PUP: Powiatowy Urząd Pracy）

電子式での申請が可能。

詳細：<https://www.gov.pl/web/gov/skorzystaj-z-niskooprocentowanej-pozyczki-dla-mikroprzedsiębiorców-ze-srodkow-funduszu-pracy>

注意点：本レポート「シールドパッケージ 2.0.」で追加情報があるので、続きを確認すること。

テクノロジーを利用した有限会社（Sp.z o.o.）と株式会社（S.A.）の決議集会を可能とする

有限会社、株式会社ならびにその役員・出資者・監査委員会に対して、下記を可能とする。

1. 決議やその会議参加を、ビデオ会議などの機材を利用して行う。ただし、定款でそれを禁止していない場合のみ。

2. 決議の際の自身の一票を、ほかの役員・出資者・委員に書面で託すことで参加する。ただし、定款でそれを禁止していない場合のみ。

注意点：すべての株式会社は、総会の中継を現実的な時間帯で行うこと。

年度会計報告書の申告期間の延長

以下3点について3カ月間の申告期間の延長が認められる。

- 企業の活動報告書（会計年度終了日より3カ月以内だったものが、6カ月以内に延長された。）
- 企業の年度会計報告書の準備（会計年度終了日より3カ月以内だったものが、6カ月以内に延長された。）
- 企業の年度会計報告書の承認（会計年度終了日より6カ月以内だったものが、9カ月以内に延長された。）

追加の保護者手当

手当を受けられるケースについて

病欠を得る保険加入者自身が、下記の者を個人的に世話をする必要がある場合。

- 8歳以下の子供
- 中度・高度の障害があると診断されている18歳以下の子供
- 障害児との診断がある子供、あるいは特殊教育の必要があると診断されている子供

（上記三つのポイントに対して）どの場合に適用されるか:

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が原因で、保育園、保育クラブ、幼稚園、学校あるいは同等の施設が閉鎖になった、あるいは子守による世話が不可となった時。

* 上記は、農家社会保険に関する規制7条1項2項および16条1項2項（1990年19月20日付、法律広報2020、174）で言及される者に適用される。

- 障害があると診断される成人

どの場合に適用されるか:

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が原因で、その成人が日々通う学校、生活訓練リハビリ施設、支援施設、セラピー授業コース、それに似た性質の日々滞在する施設が閉鎖になった場合。

手当を受けられる期間

- 追加手当は、14日分まで受けられる（支給期間は関係会議によって延長される可能性がある）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止に関する建設現場の扱いについて

対象：以下、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）防止対策に関連して行われるものに限る。

- 建築物のデザイン、建設、増築、改築、補修、撤去
- 使用目的の変更

規制の適用外：下記は、適用から除外される。

- 建設法
- 土地空間利用計画規制（ならびにその規制にある計画行為）
- 歴史的建造物の保護と保管規制
- 医療活動法の 22 条 3, 4, 4a 項を元に出された規制
- 公的基金から支援を受けた健康保護活動法案 95d 条（2004 年 8 月 27 日付）に言及される、投資を目的とした意見書取得義務に関するもの（建設・増築・改築が前述規制 95 条 1 項に則った投資の場合）
- 公的基金の法案 134 条（2019 年 8 月 27 日付、法律広報 2019 年 859 番、改定番号 61）を元に発行された規制 6 条 1 項 1 番の b,c,f, ポイント 2 と 3

投資企業の義務：

- 即座に建設建築事務を管轄する当局へ申告すること。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止対策として建設活動を行う場合に必要な情報は、その活動の種類、範囲、現場で行われる活動方法、開始日である。建設物の使用目的を変更する場合（建物の一部の変更も含む）は、これまでの使用目的と今後の使用目的も申告すること。
- 建設現場監督と監査役を確保すること（建設法 15a 条に則り、必要な専門分野の有資格者であること）。ただし、その建設現場を開始するにあたり建設許可を必要とする場合に限る。

注意点：

万一、建設現場で生命の危機や健康を害する場合は、建設建築事務を管轄する当局は、安全確保に必須な項目について**即座実行指示**を、決定書を出す過程で設定すること。

住居・店舗・物件の借り手の保護

1) 現状と同じ条件での賃貸契約の延長：

条件：2020 年 3 月 31 日以前に契約された賃貸契約の期限終了が 2020 年 4 月 1 日以降 2020 年 6 月 30 日になる場合

期間：2020 年 6 月 30 日まで

方法：現行契約書の契約期間最終日までに、オーナー側に対して借り手側が宣誓書を提出。

除外：下記は除外とする。

- 2020 年 3 月 31 日以前の契約期間 6 カ月間、あるいは契約全期間（契約が 6 カ月未満の場合）において、下記の項目で、少なくとも合計 1 カ月分の家賃相当額の支払いが遅れた借り手。

- ➡ 家賃や店舗利用料 あるいは
- ➡ オーナーに関係はないがオーナー側に支払っていた料金

- 契約書に記載された方法に反する、または、そぐわない方法でその物件を利用していた、あるいは、義務を遂行せず物件に損害を与えた借り手。
- オーナーに書面での合意を得ずに、第 3 者にまた貸し（無料での使用も含む）を行っていた借り手。
- 住居の借り手が同地域・近隣地域にほかの住居の権利を持ち、その権利を持つ住居が代替可能と認められる場合。ただし、借り手の責任範囲外でその物件が利用できない場合は除く。

2) 2020年6月30日まで賃貸契約内容（契約解消）や家賃価格の変更について借り手への通達を禁止

a) 例外:

- 住居物件の場合：
 - 物件の的確な利用が行われていなかった事を理由にする通達の場合
そこには、物件の損傷や共用機器の破壊、住居としての秩序に反すること、オーナーの合意なしによる第 3 者へのまた貸し（全住居、一部住居も含む）、改修や撤去が必要となるような利用の仕方を含む。
 - 住居の借り手が同地域・近隣地域にほかの住居の権利を持ち、その権利を持つ住居が代替可能と認められる場合。ただし、借り手の責任範囲外で、その物件が利用できない場合は除く。
- 住居ではない物件の場合：
 - 借り手により、契約内容や規制に反する利用がされている場合
 - 建物の撤去や改築が必須である物件の場合

b) 住居や物件の賃貸契約内容（契約解消）や家賃価格の変更についての通達が2020年3月31日までに行為され、その通達内容履行が2020年6月30日までに行為される場合については、以下のとおりである。

- 通達は 2020 年 6 月 30 日まで延期されたものとする。
- 方法： 通達期間の最終日までに借り手の宣誓書によって行う。
- 住居の賃貸契約で借り手に通知を行うケースでは、以下を例外とする。
 - 物件の損傷や共用機器の破壊、住居としての秩序に反する場合
 - 住居の借り手が、同地域・近隣地域に他の住居の権利を持ち、その権利を持つ住居が代替可能と認められる場合。ただし借り手の責任範囲外でその物件が利用できない場合は除く。

固定資産税（不動産）に関する変更

郡は下記の事項を可能とする。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延により運営状況が悪化した企業に対して、固定資産税（土地、建物、経済活動を行う建設物）の2020年の一部分を免除する。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延により運営状況が悪化した企業に対して、固定資産税（土地、建物、経済活動を行う建設物）の、2020年4～6月までの支払い分の支払期限を延長する。ただし、最長2020年9月30日までとする。

税金の延長手数料に関する変更

国家予算となる税金のうち、ローンの組替手数料、未納税分の期間延長にかかわる手数料の徴収はされないこととなった。対象は、ローンの組み替えや未納税分の期間延長申請を、「感染脅威事態」と「感染事態」期間中、あるいは、その「事態」終了後30日以内にしたものに限る。

金融庁は、「感染脅威事態」と「感染事態」の期間、ならびにそれによる要因で、未納税の期間に対して利子徴収を中断する可能性もある。

健康保険庁（ZUS）分担金の延長手数料に関する変更

社会・健康保険の分担金に関して、支払期間の延長をしたり、複数回に支払いを分ける場合、延長手数料は徴収されない。この申請は、「感染脅威事態」と「感染事態」の期間中、あるいは、その「事態」終了後30日以内にしたものに限る。

個別解釈の発行に関する変更

税法の個別解釈の発行期間については、これまでのものにさらに期間3カ月分が追加された。（これまで最長3カ月までであったが、最長6カ月までとなる。）変更は、2020年3月31日以前に申請されたが考慮されていなかった申請書と、2020年3月31日から「感染脅威事態」と「感染事態」が終了するまでに申請された申請書に限る。

金融大臣が、上記期間を延長する可能性があるが、追加期間は3カ月以上にはならないとしている。

「VAT 納税者ホワイトリスト」以外への口座へ送金した際の通知に関する変更

「感染脅威事態」と「感染事態」の期間中のみ、VAT納税者リストに載っていない口座への送金時に行う通知期間が、3日間から14日間に変更となる。

ショッピングモールの敷地賃貸について

対象：

2,000 平米以上の販売面積をもつショッピングモール敷地内で、賃貸契約やそれに準ずる契約書を持ち、既に使用許可が出ていたにもかかわらず、その敷地が営業禁止となったあらゆる事業者。

例外:

- 食品分野
- コスメティックス分野（ただし、香水や化粧品のみの場合には含まない。）
- 洗面・洗浄用品分野
- 医薬品分野
- 修理・建設用品分野
- 印刷物分野
- 動物用品分野
- ガソリン分野

上記例外分野については、首尾一貫した義務を果たすことで、ショッピングモールでの営業が可能である。

期間:

義務・権限によって下記のように異なる。

- そのような敷地での活動禁止が始まった2020年3月14日より禁止が終了するまで：契約による義務の遂行停止とする。
- そのような敷地での活動禁止法律が廃止になった日以降：契約延長の申請書の提出を義務とする。

変更点:

上記のような敷地での活動禁止期間中、契約当事者双方とも、契約内容の遂行義務が**消失**する。（例：賃貸料や光熱費を納めること）

条件:

しかしながら、活動禁止法律が廃止になった後、その敷地のテナント（借り手）は、オーナーに対して無条件で拘束力のある申請書（活動禁止期間に6カ月分の期間を足した期間分、現状と同じ契約条件で延長する意思がある内容）を提出すること。

申請書を提出する期限:

活動禁止法律が廃止になった日から3カ月以内

テナント（借り手）が申請書を提出しない場合:

活動禁止の期間中の遂行義務が消失しない。つまり活動禁止期間中の支払義務は消えない。

健康診断に関する変更

対象:

従業員を病気予防検診や定期健診に指示する義務を停止する。

開始日:

「感染脅威事態」と「感染事態」が宣言されたその日から（つまり3月14日以降）となる。

当規制の適応が認められないケース： これについては、以下のとおりである。

- 従業員の定期健診 229 条 2 項 1 行目、雇用主による指示 229 条 4a 項、癌発生の要因や物質あるいは繊維埃による汚染条件下での労働場所での定期健診 229 条 5 項（労働法：法律広報 2019 年 1040、1043、1495、1974 年 6 月 26 日付）
- 輸送を行う運転手の健康診断と心理学検査（道路輸送に関する規制 39j 条と 39k 条、法律広報 2019 年 2140）
- 従業員に定期検診を受けることを指示する職員の定期健診と心理学検査（交通に関する規制 22b 条 7 項 2003 年 3 月 28 日付、法律広報 2019 年 710、730、1214、1979、2020、ならびに法律広報 2020 年 284、400、462）

義務停止の期間：

- 「感染脅威事態」と「感染事態」が解消されるまでとなる。

その他変更点：

- 予備検査（労働開始前の検査）とコントロール検査の実施については、労働関連専門医師（Lekarz Medycyna Pracy）が対応できない状況の場合には、それ以外の医師によって行われることも可能である（つまり、それ以外の医師が診断書を出す権利が与えられる）。
- しかしながら、従業員は「感染脅威事態」や「感染事態」が解消されてから 60 日以内に、予備検査とコントロール検査を労働関連専門医師（Lekarz Medycyna Pracy）のところで受けなおす必要がある（それ以外の医師によって出された診断書は、「感染脅威事態」や「感染事態」が解消されて 60 日後に効力を失う）。
- それ以外の医師によって発行された診断書は、従業員の記録として残される。

健康保険庁（ZUS）への分担金支払免除に関する変更

対象者：

- 1) 2020 年 2 月 1 日以前に社会保険と健康保険分担金納付者として登録を行い、2020 年 2 月 29 日時点で分担金を支払う従業員が 10 人未満であると登録されている分担金納付者
- 2) 農業以外の活動を行う事業者（定義は 2008 年 10 月 13 日付社会保険システムに関する規制 8 条 6 項、法律広報 2020 年 266、321 に則る）である分担金納付者で、その納付者本人の社会保険と健康保険分担金のみを支払っており、2020 年 2 月 1 日以前に経済活動を始めた者（いわゆる、個人事業主、創作者、フリーランス芸術家、有限会社（Sp.z o.o.）の単独出資者、会社（Sp.jawna, Sp.komandytowa, Sp.partnerska）の出資者、公立・私立幼稚園の経営者とその共同労働者）
- 3) 分担金納付をしている聖職者

免除対象：

- 上記 1) の事業体の場合
まだ支払いを行っていない下記の分担金の支払義務：
 - 社会保険
 - 健康保険
 - 労働基金

- 連帯基金
- 従業員手当保証基金または年金架橋基金,

上記いずれも 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日までの期間に義務があるもので、この期間にその旨の申告があったものに限る。

- 上記 2) の事業者の場合

まだ支払いを行っていない下記の分担金の支払義務：

- 年金・障害保険・傷害保険（本来義務のもの）、
- 疾病保険（任意のもの）
- 健康保険
- 労働基金
- 連帯基金

上記いずれも 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日までの期間に義務があるもの。

- 上記 3) の場合

まだ支払いを行っていない下記の分担金の支払義務：

- 年金・障害保険・傷害保険（本来義務のもの）、
- 疾病保険（任意のもの）
- 健康保険

上記いずれも 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日までの期間に義務があるもの。

重要：上記に記載ある分担金額は、分担金支払免除申請が判断される日までに分かっているなければならない。

免除期間：2020 年 3 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日まで

ただし、上記期間は「感染事態」や「感染脅威事態」ならびに、その結果生じる事態によっては変更される可能性がある。

免除利用に対しての追加制限

- **個人事業主の場合**、2020 年 3 月（免除申請を行う始めの月）に、その事業で得る収入（定義は所得税 PIT 法に則る）が **1,5681PLN**（2020 年国家経済で予測される税込平均給与の 300%額）を超えないこと。
- **漁業・基礎的な農作品分野事業**で、EU 機能協定添付 1 に挙げられる事業は、当公的補助を得るためにほかの制限が設けられている。
- 個人事業主とその共同労働者、聖職者、エージェント契約・委託契約（Umowa zlecenie）・サービス契約などの市民法に則った契約に基づき労働を行う者と、その共同労働者は、最も少ない労働枠を、分担金支払免除額を含む額で、分担金を計算することを基礎とする（その他のケースでは、この制限は課せられない）。

免除を利用できない例：分担金納付者が 2019 年 12 月段階で困難な状況にあり、これまでに支払いを行っていなかったもの。これは、12 カ月以上の健康保険庁（ZUS）への滞納を含むが、2019 年 12 月 31 日までに、支払滞納があるものの、健康保険庁（ZUS）と滞納金の分割支払契約を交わし、それを順守してきたものは、当制限から除外される。

免除申請方法：2020年6月30日までに健康保険庁（ZUS）に申請書を提出すること。申請書は書面でも電子式(有効な電子サイン付き)でもよい。

重要：

- 事業収入に関する分担金納付義務免除を得るために2020年3月の事業収入額を申告する際、分担金納付者のその宣誓が虚偽の場合、刑事責任に問われる。
- 2020年6月30日までに会計書類を提出しなければならない（分担金納付者がその義務を免除されている場合は除く）。
- 健康保険庁（ZUS）は、国内税務事務局（KAS）に、その宣誓額情報を提供する。国内税務事務局（KAS）は健康保険庁（ZUS）に、分担金納付免除申請書にある収入額と、納税上で指定された収入額の不一致情報を提供する。
- 健康保険庁（ZUS）に提出した宣誓額と国内税務事務局（KAS）の情報の不一致が確認され、健康保険庁（ZUS）を誤りに導いたとされた場合、納付者は3月から5月分の支払うべきであった額を遅延利子とともに、支払指示決定書を受け取った日から30日以内に納めること。

健康保険庁（ZUS）による申請書の確認期間：健康保険庁（ZUS）は上記にあげた分担金の納付義務を、分担金納付免除申請書に記載ある最後の月の会計・各人の月間レポート申告が送られた日から最高30日間免除する。分担金納付者が申告を免除されているケースでは、申請書に記載されている納付すべき最後の日から最高30日間とする。

免除申請が通った場合：分担納付金は支払われたものとして扱われる。実際には納付金が納められていないが、免除期間も保険が途切れないものとして、疾病・年金・障害健康手当の権利を保持する。納めるべきであった分担金免除額は、所得税（PIT）法による収入とはみなされない。

異議申し立て：

免除の不可は、決定書というかたちで与えられ、その決定書受け取り後14日以内に限り、健康保険庁（ZUS）社長あてに「再度確認」申請をする権利がある。

注意：本レポートの「シールドパッケージ 2.0.」で追加情報を記載したので確認すること。

柔軟な労働時間に関する変更

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により売上高が低下した¹雇用主のうち、2019年第3四半期の終わりまでに税金・社会保険分担金・健康保険分担金・労働基金・連帯基金・

¹ 売上高の低下とは、下記のような製品やサービスの売り上げの低下（数・価値）を指す。

1) 15%以上：2020年1月1日から申請を行う前日までのカレンダー歴で続く2カ月間（どの2カ月をとっても良い）合計と、前年の同様の2カ月間合計を比較（15g条1項で言及されている）。もしその続く2カ月間の始まりが、暦月の途中から始まる場合（例：2月10日始まり）、暦で続く30日間を1カ月としてみなしてもよい。 **あるいは**

2) 25%以上：2020年1月1日から申請を行う前日までの1カ月間（どの月をとっても良い）と、その前月の1カ月間を比較（15g条1項で言及されている）。もしその比較する1カ月の始まりが、暦月の途中から始まる場合（例：2月10日始まり）、暦で続く30日間を1カ月としてみなしてもよい。

従業員手当保証基金の未納金がない場合、下記が許容されるものとする。

1. 1日の途切れない休養時間の制限を8時間以上とする（本来、労働法では11時間以上とされている）。また、1週間の途切れない休養時間の制限を32時間以上とし（本来、労働法では35時間以上とされている）、そのうち1日の中断されない休養時間を8時間以上とする。
2. 1日の労働時間を最長で12時間までに延長できる、労働時間均一システム合意書の締結を行える。このシステムを導入するにあたって、労働法135条1項に言及される「結果よりも長い決済期間（12カ月を超えない）」を満たす必要はない。労働法では1カ月をその期間とするが、特別な事情の時のみ12カ月まで可能としている。1日の労働時間を延長する場合には、ほかの日の労働時間がその分短くなっているか、休養の日が与えられるかでバランスを取る。
3. 従業員と、既に締結した雇用契約書よりも条件が悪い合意書の締結については、合意書でその範囲と期間を設定する。通常労働法23条でも想定されている解決法ではあるが、ここでは労働組合等の組織をもたない雇用主か、19人までを雇用する雇用主しか利用できない。

上記2と3の合意書は、雇用主と労働組合／労使協議会／従業員代表団の間で締結される。もし雇用主のもとに労働組合等がない場合、雇用主が採用した方法で選ばれた者と雇用主間で締結される。もし従業員の代表者選挙実施が困難な場合、労働法で規定されている別の目的のために従業員達によって前回選ばれた従業員が、この合意書を締結することも可能である。雇用主は合意書のコピーを、合意日より5日以内に該当する労働局に提出すること。

市民法や行政法にあるプロセス期間に関する変更

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による「感染脅威事態」と「感染事態」が布かれている期間、下記の行政法にあるプロセスは開始されない、あるいは始まったものはこの期間進行停止となる。

- 1) 裁判所や当局において法的保護が必要とされる案件の維持
- 2) 法と義務によって成り立つ当事者の活動
- 3) 時効
- 4) 維持しない事で消失する事案・所有権や債権請求に変更が生じる事案・遅れが生じる案件
- 5) 規制を守らない事によって当事者双方にマイナスの影響に繋がる制限
- 6) 事業者や組織が該当局へなすべき事（登録の義務）や、制度や規制による企業側の義務を遂行すべき期限

開始の差し止めと、期限内遂行の一時停止は、裁判所の緊急事項にはあてはまらない。

開始の差し止めと期限内遂行の一時停止の期間内に、権利や義務を遂行するために実行された措置は、有効とされる。

条項の文言によれば、市民法に規定されている制限期間には適用されない。

該当する当局や裁判所・組織は、それを遂行しないことにより、人や動物の生命ならびに生活が脅かされる場合・社会生活に大きな被害を与える場合・取り返しのつかない物品損害が

でる場合に、規制に基づく活動の遂行を義務と課する可能性がある。そのような場合、その課された義務は、指定された期間内に遂行する必要がある。

マネーロンダリングと金融テロ防止法に関する変更

実質受益者登録局への申告義務期間は、2020年4月13日から2020年7月13日に延長された。

従業員手当保証基金に関する変更

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により売上げが低下した企業は、従業員手当保証基金の資金から、経済停止・低下や労働時間の低下による、従業員給与の補助金のための手当受領申請を行う可能性をもつ。

条件：

1. 企業法に沿った企業であること。
2. 2019年第3四半期までに、税金や社会保険・健康保険・従業員手当保証基金・労働基金・連帯基金の分担金で未払いがない企業
3. 倒産の前提でないこと。
4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生により売上げが減少した企業

売上減少の概念について：

売上高の低下とは、下記のような製品やサービスの売上げの低下（数・価値）を指す。

- 1) 15%以上：2020年1月1日から申請を行う前日までのカレンダー歴で続く2カ月間（どの2カ月をとっても良い）合計と、前年の同時期の2カ月間合計を比較。
- 2) 25%以上：2020年1月1日から申請を行う前日までの1カ月間（どの月をとっても良い）と、その前月の1カ月間を比較。

企業のとるべき対応について：

1. 経済停滞による職務停止となった従業員に、通常の50%以上の給与を支払う。ただし、その従業員の労働時間枠を考慮した上で、法定最低賃金より低くなってはいけ
ない。
2. 従業員の労働時間枠を20%減らすこと。ただし、その結果、それが一般正社員雇用
枠の50%未満になってはいけ
ない。また、従業員の労働時間枠を考慮した上で、それが法定最低賃金より低くなってはいけ
ない。
3. 上記遂行には合意書の締結が必要である。合意書には、経済停止期間の条件や労働
方法、労働時間枠を減らす記載を行い、締結はその雇用主で活動を行う労働組合と
行う（労働組合がない場合、従業員代表者で行う）。

上記の対策の対象範囲：

正社員雇用契約（Umowa o pracę）で契約をしている従業員のみ可能、というようなこと
はない。内職契約（Umowa o pracę nakładczą）や委託契約（Umowa zlecenie）をもつ者
や、委託契約規制に沿ったサービス契約（Świadczenia usług）を元に雇用されている者にも
可能。また、雇用関係にはないが支払いを受ける労働をする者（ただし、その支払いから

年金と障害年金保険の加入義務が生じる場合のみ)も可能。しかし、個人によって雇用されるホームヘルパーは該当しない。

どの程度の金額を、どのように受給できるかについて

企業による申請でのみ補助が受けられる。申請書は県の労働局 (Urząd Pracy) 長に提出する。企業は以下の申請が可能。

1. 労働時間枠を考慮した上で、法定最低賃金の50%額を、経済停滞による職務停止となった従業員の給与にあてる助成金として得られる。
2. 労働時間枠が20%減らされた従業員の給与にあてる助成金として得られる。助成額は給与の50%額までだが、平均給与の40%額を超えないものとする。この場合、平均給与は、統計局長により発表される(申請日からみた)前四半期のデータを用いる。

上記1, 2とも受給できないのは、その従業員の申請前月の給与が、統計局長により発表される(申請日からみた)前四半期の平均給与の、300%以上にあたる場合である。

3. 企業が支払うべき手当(給与補助金)に充てる、従業員の社会保険分担金の支払資金、社会保険システム規制に基づく企業が支払うべき社会保険分担金の支払金。

手当と資金は、申請日から3カ月間得ることができる。

停止手当の資格の導入

この手当は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により事業の停止に追いやられた場合に、得る資格がある。手当は、社会保険等の計算元にならず、課税されず、債権回収の対象とされず、また天引き対象とならない。

停止手当の受給資格がある者:

- 企業法やその他の規制詳細を元にした(農業以外の)事業を行う者、
- エージェント契約・委託契約(Umowa zlecenie)や、委託契約(Umowa zlecenie/Umowa o dzieło)規制に沿ったサービス契約(Świadczenia usług)等を元に労働を行う者

ただし、その者が別途、正社員雇用契約(Umowa o pracę)などで社会保険に入っていない場合のみ可となる。

農業以外の事業を行う者が手当を受給できる条件:

- その事業が2020年2月1日以前に始まっている場合。かつ、
 - その事業を一時停止させず、また、その事業から発生する収入(申請の前月)が、その前月より15%以上低く、かつ、(申請日に有効な)統計局長の発表する前四半期の平均給与の300%を超えない場合。
 - 2020年1月31日以後に事業を停止させ、また、その事業から発生する収入(申請の前月)が、(申請日に有効な)統計局長の発表する前四半期の平均給与の300%を超えない場合。

サービス契約（エージェント契約・委託契約など）を元に労働を行う者が手当を受給できる条件：

- そのサービス契約が2020年2月1日以前に締結されている。かつ、
- その契約から生じる収入（申請の前月）が、（申請日に有効な）統計局長の発表する前四半期の平均給与の300%を超えない場合。

停止手当は、基本的に、2020年の最低賃金の80%額（つまり2,080 PLN）とされる。もし、停止手当に受給資格のある者で、複数の契約を元にいくつもの条件資格がある場合でも、一つの手当のみを得ることとなる。その受給資格の設定は、受給資格者によって健康保険庁（ZUS）へ申請をすることで行われる。その受給資格者が、サービス契約を元に労働を行っている場合は、その仕事を与える側（雇用側）を通して申請を行う。

注意：健康保険庁（ZUS）への申請は、「感染事態」の解消が宣言された月から3カ月以内に行うこと。

申請書に書かれた収入の検査方法について：

- 健康保険庁（ZUS）は、国内税務事務局（KAS）長に、申請書に記載された収入額情報を提供する。
- 国内税務事務局（KAS）は健康保険庁（ZUS）に、申請書にある収入額と、納税上で指定された収入額との不一致情報を提供する。

停止手当の資格が却下される場合、決定書のかたちで与えられる。決定への異議申し立てに関して、社会保険案件の裁判所に訴訟を行う権利があるとされる。万一、手当を不当に取得した場合、その者は全額と、規制で決められた延滞利子を加えて返金する義務を負う。

注意：本レポートの「シールドパッケージ 2.0.」に追加情報があるので、続きを確認すること。

従業員給与助成金

企業への助成金：

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により売上げが減少した企業は、従業員の給与経費の一部とその給与にかかわる社会保険分担金について、助成金を申請することが可能。

上記の対策の対象範囲：

正社員雇用契約（Umowa o pracę）で契約をしている従業員のみ可能、というようなことはない。内職契約（Umowa o pracę nakładczą）、委託契約（Umowa zlecenie）、委託契約規制に沿ったサービス契約（Świadczenia usług）を元に雇用されているものにも可能。また、雇用関係にはないが支払いを受ける労働をする者（ただし、その支払いから年金と障害年金保険の加入義務が生じる場合のみ）も可能。しかし、個人によって雇用されるホームヘルパーは該当しない。

売上高の減少の概念について：

売上高の減少とは、下記のような製品やサービスの売上げの低下（数・価値）を指す。

2020年1月1日から申請を行う前日までのカレンダー歴で、続く2カ月間（どの2カ月をとっても良い）合計と、前年の同時期の2カ月間合計を比較する。

助成金の金額：

売上減少による助成金の場合、特定の従業員の給与と社会保険分担金合計額の指定パーセンテージ額を上限とし、最低給与額の指定パーセンテージ額に雇用主が負担する社会保険分担金額を足した額よりは多くなならない。

下記、売上減少率から助成内容を確認する。

- 減少率 30%以上：最高で従業員給与の 50%額、ただし、最低給与額の 50%額を超えない。
- 減少率 50%以上：最高で従業員給与の 70%額、ただし、最低給与額の 70%額を超えない。
- 減少率 80%以上：最高で従業員給与の 90%額、ただし、最低給与額の 90%額を超えない。

助成金受給期間と対象者：

企業法に沿った零細企業・小企業・中企業。

期間は、申請した日から最長で3カ月間。助成金は毎月支払われる。

助成金の受給方法：

会社の拠点やその労働者が働く場所の該当する地域の労働局（Powiatowy Urząd Pracy）に対して、助成金申請を行う。申請期限は、その労働局長が申請開始告知を行った日から14日以内。助成金の受給には、郡長（Starosta）と企業家間で契約を交わすことで効力をもつ。

助成金を受給した企業の義務：

企業には下記の義務が課される。

1. 毎月、該当月の雇用状況宣誓書を提出する。その宣誓書には、毎月末の、上記契約に含まれる従業員の雇用状況、その給与経費・社会保険分担金経費状況を記す。
2. 助成金受給の対象となった上記契約に含まれる従業員の雇用を、受給した期間に加え、その期間と等しい期間、維持すること。この条件を満たせない場合、企業は、該当従業員の雇用を維持できなかった期間に比例した額を（利子は不要）、郡長の返金指示があった日から30日以内に返金する。

個人事業主に対する助成金

従業員を雇わない個人企業家で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で売り上げが減少した場合に、事業経費の一部を助成金として受けられる可能性を有する。

売上高の減少の概念について：

売上高の減少とは、下記のような製品やサービスの売上の低下（数・価値）を指す。

2020年1月1日から申請を行う前日までのカレンダー歴で続く2カ月間（どの2カ月をとっても良い）合計と、前年の同様の2カ月間合計を比較する。もしその続く2カ月間の始まりが、暦月の途中から始まる場合（例：2月10日始まり）、暦で続く30日間を1カ月としてみなしてもよい。

助成金額：

売上減少率から受けられる可能性のある助成額は下記のとおり。

- 減少率 30%以上：最低給与額の 50%額
- 減少率 50%以上：最低給与額の 70%額
- 減少率 80%以上：最低給与額の 90%額

受給期間は最高で 3 カ月となる。

助成金の受給方法：

事業拠点のある地域の労働局（Powiatowy Urząd Pracy）へ助成金申請を行う。申請期限は、その労働局長が申請開始を行った日から 14 日以内。助成金の受給には、郡長（Starosta）と企業家間で契約を交わすことで効力をもつ。

助成金を受給した企業家の義務：

企業には下記の義務が課される。

1. 毎月、該当月の事業活動宣誓書を提出すること。
2. 助成金受給の対象となった期間と、さらに、受給した期間に等しい期間、事業活動を維持すること。
この条件を満たせない場合、企業家は、事業を維持できなかった期間に比例した額を（利子不要）、郡長の返金指示があった日から 30 日以内に返金すること。

日曜日の商業に関連した業務内容に関する変更

日曜日の商業に関して、特定業務の実行と従業員への委託に関する制限が解除された。以下の事項に関しては、従業員に委託し実行することは許可される。

- ・荷下ろし
- ・受け取り
- ・必需品の展示

当変更期間は、「感染脅威事態」と「感染事態」の期間、ならびに解除から 30 日間とする。

注意：上記変更は休暇（イースター休暇、クリスマス休暇）期間にあたる日曜日には適応されない。

不可抗力によるイベント組織契約の解消と、それにかかわる義務に関する変更

もし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが原因で、イベント組織契約の解消が行われる場合、不可抗力と同一視し、イベント主催者は、サービス実現のために顧客が支払った前払金を、**契約解消日から 180 日以内**に返金する義務がある。この義務は、文化・娯楽・レクリエーション・スポーツの要素をもつ活動に携わる企業家にあてはまり、また、展示会・会議・野外イベントなどのイベント企画が難しくなった場合も含む。この規制は、**ホテル事業を営む事業体**にも適用される。この規制では、もし顧客が、将来そのイベント実現に対するバウチャーの受け入れに合意するとしたら、契約解消は必須でないという解決案を許容している。しかし、その場合は下記の条件を満たす必要がある。

- バウチャーは、当初予定されていた開催日から1年以内に開催されるイベントに関連すること。

- バウチャーの価値は、イベント開催のために顧客が既に支払った額より低くなっているといけない。

零細・小・中企業のローンや融資契約変更の可能性

「感染脅威事態」と「感染事態」が布かれる状況において、規制では、銀行によるローンや融資契約の条件変更、あるいは支払期限の変更を可能とするとしている。ただし、それは零細・小・中企業に限る。上記変更導入には下記の条件が求められる。

- ローンや融資が**2020年3月8日以前に組まれていること。**
- **2019年9月30日以降、**銀行によって、ローンや融資を受ける企業の金融経済状況の分析がされ、それにより変更が正当化されること。

変更条件については銀行と顧客の間で設定されるが、当初のローン・融資契約の変更により顧客の金融経済状況が悪化することはあってはならないと、規制は条件をつけている。

上記規制は、銀行で融資（ポーランド語ではPożyczkiという種類）を組むことにも適応される。

シールド 2.0.

企業の活動継続をサポートするための融資-15 カ月間の支払猶予付き

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）で、事業継続の危機に陥った企業に対するサポート原則が規制で定められる。

対象: 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による売上減少が原因で、経済的に困難な状況にある企業。

サポート目的: 「感染脅威事態」と「感染事態」の期間、ならびにその解消後 12 カ月間の企業の金融流動性の確保のため。

サポートを与える組織: (少なくとも) 産業開発庁(ARP) と、その傘下企業

情報の入手先: 本規制が発効されてから 3 日後に、産業開発庁（ARP）のホームページに情報が載せられる。内容は、サポートの形式、融資を受けるまでのプロセス（申請書、申請条件、必要書類、契約書ドラフトなど）である。

サポートの種類: 融資、保証、リース、その他経済活動にかかわる金融手段。15 カ月間の支払猶予付き融資も含まれる。

零細企業への融資の改定

変更点:

融資を受けられる権利を得るよう、従業員を雇っていない事業体である零細企業にも対象を広げる。そのような事業体に対しては、2020 年 2 月 29 日時点での従業員雇用状況を条件とすることを撤廃する。

追加条件:

融資を受けた日から 3 カ月間その事業を継続することで、融資は償却される（返金不要となる）。この追加条件は、本改訂案が発効される前に行われたすべての融資についてもあてはめられる。申請は、事業を展開する地域の労働局（PUP: Powiatowy Urząd Pracy）が、申請開始を行った後、可能となる。

国民による義務実現の期間延長（運転免許の所持者に関することなど）

国民による義務実現の期間延長には、以下の事項を含む。

- 有効期限が切れないもの：学生証明書・博士課程在籍証明書・大学教員証明書。
ただし、大学の機能が停止・限定されている場合、ならびに、左記期間が終了後 60 日間のみとなる。
- 「感染脅威事態」と「感染事態」の解消 60 日後まで有効期限が切れないもの：
運転免許証、乗物運転許可証、ならびに、その時期に有効期限が切れた職業運転手の定期講習と健康診断・心理学検査

- 「感染脅威事態」と「感染事態」の解消 60 日後まで有効期限が切れないもの：
「感染脅威事態」と「感染事態」期間中に有効期限が切れる有期限許可証と登録掲
示板
- 「感染脅威事態」と「感染事態」期間中には義務遂行停止するもの：
鉄道の運転・安全に直接関わる職務で雇用されている機械工・鉄道関連従業員の健
康診断・心理学検査の実行、ならびに、医師診断書の有効期限の延長
- 「感染脅威事態」と「感染事態」の解消後、期限を 90 日間延長するもの：
武器所持資格の継続に必要な医師診断書と心理学検査診断書を、該当する警察組織
へ提出すること。

農家と農作物分野の企業家に対するサポート

1. 農家ならびに共に働く家人が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により入院
／感染の疑いによる監査下／自宅観察と義務付けられた場合に対して、手当を導入す
る。手当額は、最低労働賃金の50%。
2. 「感染脅威事態」と「感染事態」宣言の場合、農作物分野の企業家に対しては、活動
の継続を可能にするために、労働法にかかわる特定事項に関して実行することを可能
とする（例：従業員に対して、勤務時間外にも工場や雇用主が指定する場所で労働す
る体制でいることを義務づけることや、雇用主が指定する場所で、休養する権利を履
行することを従業員に命じること、など）。
3. 申請者や受益者自身以外でも該当事項の実施を可能とすることで、農村地開発プログ
ラム2014—2020の実現を効率化する（例：助成を得るための契約書締結を、その助
成を得る事業体の拠点外でも可能とする）。
4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する助成・技術的サポートに関する一
時的な規制を導入する（例：助成申請期間を延長、手続期限を復活させる、など）。
5. 農作物商品プロモーション基金に関する変更（例：期限内に支払わなかったことに対
する利子の加算の可能性を停止する。ポーランド共和国内で「感染脅威事態」と「感
染事態」が布かれる期間、ならびに、その解消後30日間は、特定の事項を行う期限
を停止する。）

さらなる停止手当

- 農業以外の事業者と、市民法契約を元に労働を行う者に対して、さらなる停止手当
を導入する。
- 停止手当は、前回手当を受けた人物がその宣誓書を元として、3 度まで受けること
を可能とする。
再度、停止手当を受けられる条件は、初回の停止手当受給にもかかわらず状況が改
善されなかった旨を、宣誓書内に提示すること。

- 2 度目以降の停止手当受給は、少なくとも 1 度目の受給から 1 カ月後となる。

分担金の支払免除資格の事業体範囲の拡大

3 カ月間の分担金（社会保険、健康保険、労働基金、連帯基金、従業員手当保証基金、年金架橋基金）の免除期間利用資格を得られる企業の範囲を、49 人まで分担金を支払っている従業員があると申告している雇用主まで拡大する。その場合、その雇用主は 10 人以上 49 人まで雇用をして社会保険をかけている場合のみであり、その場合の免除額は、その該当期間の申告分担金額で未納分の総額 50% 額までとなる。

公的機関のインターネットサイトへのアクセス無制限

gov.pl のドメインをもつすべてのインターネットサイト、ならびに、あらゆる遠隔医療診断プラットフォーム、e-learning プラットフォーム、教師の仕事や児童生徒の勉強のための取得に関して、アクセスを無制限とする。

アクセス無制限としたすべてのインターネットサイトは、該当省庁（現在は電子省）により、電子化のために目録が作成される。電子サービスを行う事業体は、その利用者が所有する通信パケットに関係なく、たとえ、その利用リミットに到達したとしても、その目録にあるサイトを訪問することを制限できない。

申告なしでの書留郵便配達

「緊急事態」、「感染脅威事態」ならびに「感染事態」の期間中、書留郵便は申告なしで届けられるものとする。この意味は、前もって郵便局で申告することなしに、書留郵便は直接相手先のポストに投函されることを可能とするものである。

ただし、事前申告が必要なケースは次の宛先・送り主の場合である。

1. 裁判所 および 法廷
2. 検察庁やその他法執行機関、警察を含む
3. 裁判の執行官

宅急便（郵送物）は受取確認の必要性なし

「緊急事態」、「感染脅威事態」ならびに「感染事態」の期間中、郵送物オペレーターは宅急便（郵送物）の受領確認サインを取得する義務から解放される。つまり、宛先に宅急便（郵送物）を届ける配達人は、可能ではない限り、受取サインを受けなくてもよい。

書留郵送物の電子化配達

2020年9月30日まで、書類の書留郵送物ならびに受取確認が必要な郵送物は、電子通信によって配達されることでも良い。その条件は下記のとおり。

1. 受取人が合意する場合
2. 受取人が郵送オペレーターにそのような配送方法を委任する場合

配達された日は、受取人が内容確認した日、あるいは、オペレーターによって電子メールポストに届けられた日から14日後とする。受取人の電子メールアドレスには、そのような郵送物が届けられたとの連絡もメールにて送られる。

上記規制は、技術上問題がある場合には適用されない。例えば、電子メールに添付できない形の書類、あるいは伝統的な書留郵送での配達が公的な利益につながる場合。

倒産申請の期限の延長

もし倒産の申請が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の「感染脅威事態」と「感染事態」の期間にあたり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を原因として債務超過状況となり、いわゆる倒産法（2003年2月28日付け）21条における倒産申請の提出期限がくる場合、それは開始されず、開始されていたものは一時停止となる。上記期間が終了後、新たに期限が始まるものとする。もし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）「感染脅威事態」と「感染事態」の期間中に債務超過が起こった場合、それは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因するものとして、推定される。